

下北山村移住定住促進住宅支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本村に定住のため住宅の新築又は空き家、賃貸物件の取得及び空き家に居住するために必要な改修又は増築する移住定住者に対して、下北山村移住定住促進住宅支援金（以下「支援金」という。）を交付し、本村の産業振興のための人材確保と定住人口の増加を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住者 10年間以上下北山村に居住しかつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、下北山村の住民基本台帳に登録されている者で、生活実態を有する者
- (2) 移住者 村外から転入しかつ10年間以上下北山村に定住する意思のある者

(支援金対象)

第3条 支援金の対象は、下北山村に居住目的で新たに住宅を新築、或いは空き家又は賃貸物件の購入、居住するために必要な空き家の改修及び増築を行う者で、申請者が満50歳未満の定住者または移住者を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象としない。

- (1) 村税等に滞納のある者。ただし、新たに移住しようとする者は、前住所地における滞納も含む。
- (2) 過去に同一物件において、本補助金の交付を受けた物件である。
- (3) 購入前の物件の所有者が2親等内の親族である。
- (4) 世帯全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号）に該当する暴力団員等である。
- (5) その他村長が不適当と認める者

2 新築にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）に準拠する建物

(交付要件及び支援金額)

第4条 支援金の交付要件及び支援金額は、次のとおりとする。

種 類	交付要件	支援金額
新築支援金	建築工事費が 5,000,000 円以上の住宅	建築費用の10%とし1,000,000円を上限とする（1,000円以下切り捨て）。

空き家及び賃貸物件取得支援金	空き家又は賃貸物件取得費（当該宅地取得費を含む。）	取得費用の10%とし500,000円を上限とする（1,000円以下切り捨て）。
空き家取得に伴う改修又は増築等支援金	空き家取得に伴う、居住に必要な改修及び増築等費用	居住に必要な改修・増築等費用の対象経費合計額の50%とし500,000円を上限とする（1,000円以下切り捨て）。

- 2 空き家の改修及び増築等に伴う支援の対象経費は、別紙1に定める通りとする。
- 3 改修及び増築等は業者施行の工事費に限る（いわゆる「D I Y」関係費用は対象外）ものとし、実施期間は交付決定の属する年度の末日を超えないものであること。
- 4 取得の中に、支援対象以外の種類の土地が含まれる場合、土地・家屋評価証明書より合計した総評価額と、対象外土地の評価額を差し引いた支援対象評価額から按分率を算定し、支援対象額に掛けた金額を支援金とする（小数点以下切り捨て）。

（支援金の申請）

- 第5条 前条のいずれかの支援金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下北山村移住定住促進住宅支援金交付申請書（様式第1号）に、別紙2に掲げる書類を添付して申請する。

（支援金の交付決定）

- 第6条 村長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を別に定める内規をもとに審査の上、交付の可否を決定し、その結果を下北山村移住定住促進住宅支援金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（変更の申請）

- 第7条 申請者は、前条の交付決定後に次の各号に該当する申請内容の変更が生じた場合は、あらかじめ下北山村移住定住促進住宅支援金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

- (1) 支援目的に変更のあるもの
- (2) 補助金の額が増加するもの
- (3) 補助対象経費の20%以上の増減があるもの

- 2 村長は、前項により変更の申請を受理したときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、その結果を下北山村移住定住促進住宅支援金交付変更承認決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（実績の報告）

- 第8条 申請者は、支援決定を受けた事業が完了したときは、速やかに下北山村移住定住促進住宅支援金実績報告書（様式第5号）に、別紙2に掲げる書類を添付して、次の各号に掲げる期限までに村長に報告しなければならない。

(1) 新築、空き家又は村外に居住する者で賃貸物件を取得した場合は、当該物件を取得した日から起算して3箇月以内に住民登録を行い、住民票を添えて報告する。

(2) 空き家の改修及び増築等は申請した年度内に報告する。

(支援金の確定及び通知)

第9条 村長は、前条の報告を受けたときは、提出された書類を審査し、支援金の内容に適合すると認めたときは、支援金の額を決定し、下北山村移住定住促進住宅支援金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

(支援金の交付)

第10条 前条の決定により、申請者が支援金の交付を受けようとするときは、下北山村移住定住促進住宅支援金請求書（様式第7号）を村長に提出し、村長は、前条の規定により確定した額を交付する。

(支援決定の取消し、返還)

第11条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援金の取消し、支援金の全部又は一部の返還を下北山村移住定住促進住宅支援金返還命令書（様式第8号）により命ずることができる。

(1) 本要綱に違反したとき。

(2) 支援金の交付を受けた日から起算して10年以内に居住しなくなった、又は住宅を売却、賃貸等を行った場合は、10年に満たない期間分の支援金の返還を求める。

(3) 前号の10年に満たない期間分の返還額は次表のとおりとする。

居住年数	返還額
1年未満	補助金の全額
1年以上2年未満	補助金の90%
2年以上3年未満	補助金の80%
3年以上4年未満	補助金の70%
4年以上5年未満	補助金の60%
5年以上6年未満	補助金の50%
6年以上7年未満	補助金の40%
7年以上8年未満	補助金の30%
8年以上9年未満	補助金の20%
9年以上10年未満	補助金の10%
10年以上	返還無し

(4) その他村長が不適切と認めるとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

別紙 1 （第 4 条関係）

空き家改修・増築支援の対象経費

1.次に掲げる工事内容等に係る経費を対象とする。

区分	工事内容等
外部工事	屋根のふき替え、防水、塗装等その他の屋根工事
	外壁の張替え、塗装等その他の外装工事
	雨どいの交換、塗装等その他のとい工事
	開口部及びガラスの取り換えその他の建具工事
内部工事 （※ 3）	床材の張替え、壁材及び天井材の張替えその他内装工事又はタイル工事
	床材、壁材及び天井材の塗り替えその他の塗装工事又は左官工事
	ユニットバス及び浴槽の取り換えその他の浴室工事
	システムキッチンの取り換えその他の厨房工事
	洗面台及び便器の取り換え（洋式化含む）その他衛生設備工事
その他	既存住宅の増改築工事（建物全体の解体工事は除く）
	外部工事、内部工事及び建設設備工事に関連して行う解体工事
	耐震改修工事
	その他村長が認めるもの

別紙 2（第 5 条、第 8 条関係）

1. 申請時に必要な書類（●は必須書類、▲は必要と認める場合）

	書類名		新築	空き家・賃貸物件取得	空き家改修・増築	条件等
申請時必要な書類	申請書	☐	●	●	●	
	住宅の見取り図または平面図 (写し可)	☐			●	施行場所の位置を図面上記入
	売買契約書	☐		●	●	既に売買が成立している場合
	戸籍謄本	☐			▲	必要と認める場合
	委任状	☐	▲	▲	▲	申請手続きを代理人が行う場合
	その他、村長が必要と認める書類	☐			▲	
	納税証明書（前居住地）	☐	▲	▲	▲	村外から移住する場合

2. 完了時に必要な書類（●は必須書類、▲は必要と認める場合）

	書類名		新築	空き家・賃貸物件取得	空き家改修・増築	条件等
報告に必要な書類	報告書	☐	●	●	●	
	工事請負契約書の写し	☐	●		▲	
	完了後の写真	☐	●	●	●	改修・増築の場合は施行が分かるように撮影
	領収書の写し	☐	●	●	●	
	居住者の住民票の写し	☐	●	●	●	
	家屋・土地の評価証明	☐		▲		支援対象外の土地が含まれる場合
	その他、村長が必要と求める書類	☐	▲	▲	▲	

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

下北山村長 殿

申請者 住 所
フリガナ
氏 名 印
電話番号

下北山村移住定住促進住宅支援金交付申請書

年度における下北山村移住定住促進住宅支援金の交付を受けたいので、下北山村移住定住促進住宅支援金交付要綱第 5 条の規定により下記の通り申請します。

記

1 交付に係る住宅に居住する者の明細

氏 名	生 年 月 日	年 齢	続 柄	備 考
		歳 月	本 人	申請者
		歳 月		
		歳 月		
		歳 月		
		歳 月		
		歳 月		

2 住民に関する事項

下北山村への 住民登録の有無	前住所 (村外から転入する場合)	転入・転居（予 定）年月日
有・無		

3 新築・改修等に関する事項

建 築 場 所	新築、改修・ 増築等の別	新築、改修・ 増築費用	工 事 期 間	引 渡 し た を 日
	新築 空き家の改 修・増築等	円	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日

4 空き家・賃貸物件取得に関する事項

取得敷地及び家屋地番	取 得 価 格	取得後本村に 住 民 登 録 し た 日
	円	年 月 日

5 添付書類

別紙2のとおり。

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

下北山村長 殿

申請者 住 所
氏 名

印

下北山村移住定住促進住宅支援金交付変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下北山村移住定住促進住宅支援金について、申請内容を変更したいので、下北山村移住定住促進住宅支援金交付要綱第 7 条の規定により下記のとおり変更承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更後の交付申請額

添付書類

- (1) 変更内容、箇所等が確認できる図面等
- (2) 変更後の見積書等
- (3) その他、必要に応じて変更を説明する書類

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

下北山村長 殿

請求者 住 所
氏 名

印

下北山村移住定住促進住宅支援金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下北山村移住定住促進住宅支援金を下記のとおり完了しましたので、下北山村移住定住促進住宅支援金交付要綱第 8 条の規定により報告します。

記

1 支援事業の内容

2 支援事業の完了年月日

3 関係書類

別紙 2 記載の書類を添付

様式第 7 号（第 10 条関係）

年 月 日

下北山村長 殿

請求者 住 所
氏 名 印

下北山村移住定住促進住宅支援金請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下北山村移住定住促進住宅支援金について、下北山村移住定住促進住宅支援金交付要綱第 10 条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求額 金 _____ 円

・振込先

銀 行 農 協 その他			支店			金融機関コード			
						支店コード			
預金種別	普 通	口座番号							
	当 座 その他								
(カナ)									
口座名義									

参考資料

支援対象判定表

次に掲げる区分・内容の工事内容等に係る経費を対象とする。

N o	対象	工事内容等
1	○	屋根瓦の取替え、外装塗装等の屋根外装工事
2	○	雨どいの交換、塗装その他のとい工事
3	○	開口部及びガラスの取り換えその他の建具工事
4	○	床材、壁材及び天井材の張替えその他の内装工事
5	○	ドア、ふすま、障子等の建具の取替え
6	○	畳の入替え、表替えその他の畳工事
7	○	台所・風呂・トイレ等改良工事（鍵の交換は不可）
8	○	既存住宅の増改築工事（建物全体の解体工事は除く）
9	○	耐震工事
10	○	配線及びコンセント設置その他電気設備工事
11	○	ボイラー及び温水器の取り換えその他の給湯設備工事
12	○	給水、排水、その他の配管工事、下水工事
13	×	電化製品の購入・取付工事
14	×	造園工事・植木剪定等
15	×	車庫・倉庫等の増改築
16	×	家具道具処分
17	×	住宅の一部又は全部を取り壊す工事
18	×	火災警報器・消火器
19	×	工事に必要な工具等の購入
20	×	運搬料、代行手数料等、工事に関する間接的な費用
21	×	浄化槽の設置
22	×	バリアフリーに関する工事
23	×	外部工事、内部工事及び建設設備工事に関連して行う解体工事
24	×	シロアリ駆除
25	×	補助対象者自らが行う工事に要する費用

下北山村移住定住促進住宅支援に係る個人情報の取扱いについて

下北山村は、下北山村移住定住促進住宅支援の実施に際して、得た個人情報について、下北山村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本支援の実施のため利用します。

また、下北山村は、当該個人情報については、支援事業の円滑な実施、実施状況の報告のため、必要な調査、確認を行う場合があります。